

## 立川市議会における災害発生時の対応要領

平成 26 年 4 月 1 日制定  
令和 7 年 4 月 16 日改正

### (目的)

第1条 この要領は、立川市において地震その他の事象による災害発生時における立川市議会及び立川市議会議員（以下「議員」という。）の対応等を定めることにより、立川市災害対策本部条例（昭和 38 年立川市条例第 34 号）に基づく立川市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携を図り、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与することを目的とする。

### (災害発生時の初動)

第2条 立川市会議規則（昭和 51 年立川市議会規則第 1 号）に定める会議中に、市対策本部の設置基準に該当する災害が発生したときは、会議は休会し、市対策本部が設置されたときは、延会するものとする。

2 立川市会議規則（昭和 51 年立川市議会規則第 1 号）に定める委員会中に、市対策本部の設置基準に該当する災害が発生したときは、委員会は休会し、市対策本部が設置されたときは、散会するものとする。

### (本部の設置)

第3条 立川市議会議長（以下「議長」という。）は、市対策本部の設置基準に該当する災害が発生したときは、市対策本部に協力するとともに必要な支援を行うため、立川市議会災害対策支援本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

### (本部の組織)

第4条 本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を統括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 本部役員は、各会派の代表者をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部の事務に従事する。

なお、本部役員が本人、家族の被災等により本部の事務に従事できないときは、各会派で別途定める順位で本部役員を代理する。

5 本部員は、議員（議長、副議長及び各会派の代表者にある議員を除く。）をもって充て、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

### (本部の任務)

第5条 本部は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否確認を行うこと。
- (2) 市対策本部から災害情報の報告を受け、議員に情報提供を行うこと。
- (3) 議員から地域の災害情報を収集及び整理し、市対策本部に情報提供を行うこと。
- (4) 被災地及び避難所等の調査に協力すること。
- (5) 市対策本部に対する要請及び提言に関すること。
- (6) 国及び東京都等に対する要望に関すること。
- (7) その他本部が必要と認める事務

(議員の対応)

第6条 議員の対応は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 本部から情報提供を受け、地域の防災活動の推進に資すること。
- (3) 被災地及び避難所等で情報収集を行い、必要に応じて本部に報告すること。
- (4) 被災地における救援活動に協力すること。
- (5) 被災者からの相談に助言を行うこと。

(議会事務局の対応)

第7条 議会事務局の対応は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、本部に情報提供する。
- (2) 事務局職員は、上司の命を受けて本部の事務に従事する。

(訓練の実施)

第8条 議長は、この要領で定める対応の実効性を確保するため、必要に応じて立川市議会の防災訓練を実施するものとする。

(立川市議会災害対応マニュアル)

第9条 この要領に定める事項を適切かつ迅速に処理するため、別途、立川市議会災害対応マニュアルを定める。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月16日から施行する。